



令和 6 年 3 月 27 日
国土交通省関東地方整備局
河川部
江戸川河川事務所

利根川水系中川・綾瀬川等を特定都市河川に指定

国土交通省では、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、令和 6 年 3 月 29 日に、利根川水系中川・綾瀬川等の計 43 河川を特定都市河川に指定します。

- 国土交通省では、令和 3 年 11 月に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）に基づき、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を最大限活用した「流域治水」の取組を全国に展開することとしています。
- 中川・綾瀬川流域では、これまで推進してきた総合治水対策により、流域の治水安全度は着実に向上してきました。一方で、気候変動に伴う水害の発生リスクの増大という新たな課題、遊水地域の保全・活用等の必要性等を踏まえ、将来にわたり安全な流域を実現していくため、浸水被害の軽減に向けた更なる治水対策として、流域内の自治体と特定都市河川の指定に向けた検討を進めてきました。
- この度、国土交通大臣は、法第 3 条第 1 項等の規定に基づき、令和 6 年 3 月 29 日に、一級河川利根川水系中川・綾瀬川等の計 43 河川（茨城県・埼玉県・東京都）について、特定都市河川として指定しますのでお知らせします。
- 今後、利根川水系中川・綾瀬川等では、河川管理者・流域の都道府県及び市町村の長・下水道管理者等からなる流域水害対策協議会を組織し、河道掘削・調節池等のハード整備の加速化に加え、流域における貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の浸水被害対策を流域一体で計画的に進めるための流域水害対策計画の策定を進めてまいります。また、法第 3 条第 10 項の規定に基づく公示により別に定める日から、流域内において一定規模以上の宅地にする行為等については、河川への雨水の流出増加を抑制するための対策を義務付ける運用が開始されます。
- 法指定に関する概要等については、令和 6 年 3 月 29 日に江戸川河川事務所 HP へ掲載いたしますので、HP にて「特定都市河川」と検索いただき、ご確認ください。

（添付資料）

【別添 1】 令和 6 年 3 月 27 日付け 国土交通本省記者発表資料

【別添 2】 中川・綾瀬川 特定都市河川指定に関するスケジュール

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 茨城県政記者クラブ
埼玉県政記者クラブ 都庁記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1378

河川部 河川計画課長 山川 貴大（内線：3611）

河川部 建設専門官 成田 義則（内線：3616）



令和6年3月27日

水管理・国土保全局 治水課

水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官

とねがわ なかがわ あやせがわ
利根川水系中川・綾瀬川等を特定都市河川に指定

国土交通省では、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、令和6年3月29日に、利根川水系中川・綾瀬川等の計43河川を、特定都市河川に指定します。

- 流域治水の本格的な実践に向けて、国土交通大臣は、令和3年11月に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）の第3条第1項等の規定に基づき、令和6年3月29日に、一級河川利根川水系中川・綾瀬川等の計43河川（茨城県・埼玉県・東京都）について、特定都市河川として指定します。
- 今後、利根川水系中川・綾瀬川等では、河川管理者・流域の都道府県及び市町村の長・下水道管理者等からなる流域水害対策協議会を組織し、河道掘削・調節池等のハード整備の加速化に加え、流域における貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の浸水被害対策を流域一体で計画的に進めるための流域水害対策計画の策定を進めてまいります。また、別に定める日から、流域内において一定規模以上の宅地にする行為等については、河川への雨水の流出増加を抑制するための対策を義務付ける運用が開始されます。
- 国土交通省では、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大していくこととしており、流域治水関連法の枠組みによる取組の一層の強化を図ってまいります。

(添付資料)

別紙1	「流域治水」の本格的な実践に向けた「利根川水系中川・綾瀬川等」の特定都市河川への指定
別紙2	利根川水系中川・綾瀬川等の概要
参 考	法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

問合せ先：

○河川に関すること

水管理・国土保全局 治水課 課長補佐
係長
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8455

三枝 伸太郎（内線 35-516）
川淵 孝之（内線 35-583）

○下水道に関すること

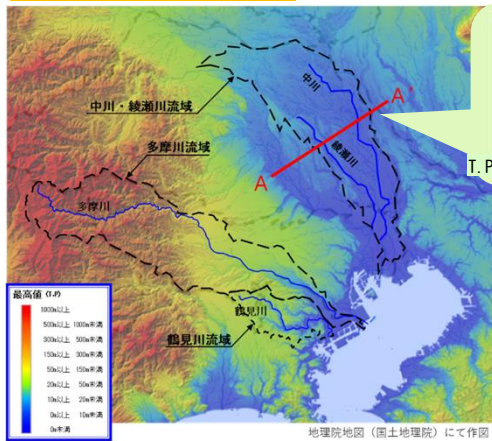
水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官付 課長補佐 佐藤 篤（内線 34-325）
係長 丸山 達也（内線 34-314）
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8432

「流域治水」の本格的な実践に向けた「利根川水系中川・綾瀬川等」の特定都市河川への指定

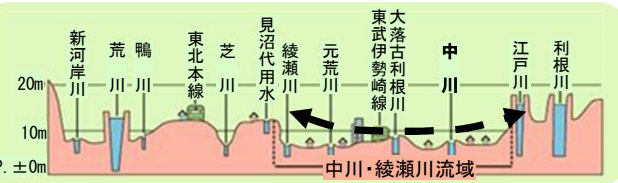
中川・綾瀬川の特徴

- 中川・綾瀬川流域は、埼玉県南部と東京都東部のほぼ全域が標高20m以下の低平地であり、山地や丘陵地は無く、大雨が降ると降水は河川により流下されずに流域内に湛水する特性があるため、過去から浸水被害が繰り返し発生している。
- 高度成長期以降、首都圏のベッドタウンとして都市化が進行し、人口や資産が集積しており、河川整備のみによる治水対策が困難なことから、昭和55年から総合治水対策協議会を設立し、流域における保水・遊水機能の維持等の総合治水対策を実施してきた。

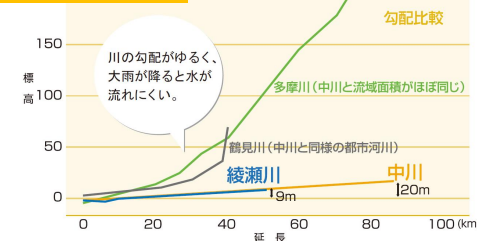
<流域の地形地盤高>



<中川・綾瀬川流域の地形（A-A'断面）>



<河床勾配の比較>

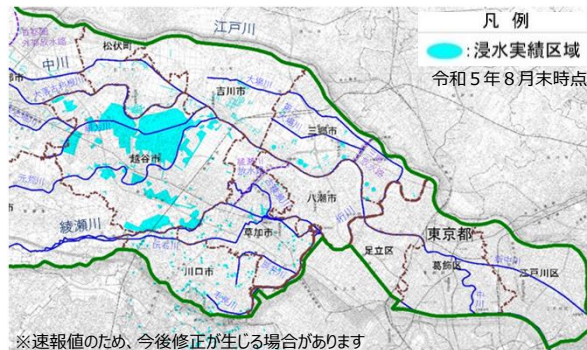


- 令和5年6月の梅雨前線及び台風第2号による大雨により、埼玉県下流部を中心に約4,000棟の甚大な内水被害が発生。

令和5年6月台風第2号による浸水実績（各区市町からの聞き取り）



越谷市船渡地区（令和5年6月3日）



※速報値のため、今後修正が生じる場合があります

これまでの総合治水対策の取り組みに加えて、
特定都市河川の指定により、更なる治水対策の早期推進とともに、
水害に強いまちづくりの実現が必要

近年の水害、気候変動による激甚化・頻発化を踏まえた「流域治水」の取組強化

- R4.5～ これまでの度重なる浸水被害、気候変動に伴う水害の発生リスクの増大という新たな課題等を踏まえ、これまでの総合治水対策を生かしながら、将来に渡って安全な流域を実現していくため、流域内の自治体と特定都市河川指定に向けた議論を開始。
- R5.3 流域の都県・市区町を構成員とする「第6回 中川・綾瀬川流域総合治水対策協議会（座長 関東地整局長）」を開催し、流域の方向性として法適用に向けた具体的な検討を進めていくことを確認。
- R5.12 「第7回中川・綾瀬川流域総合治水対策協議会」において、流域における特定都市河川指定の手続きを進めていくことについて、茨城県、埼玉県、東京都及び流域内の28市区町から同意。

法的枠組み（特定都市河川制度）を活用した「流域治水」の本格的実践

【流域治水対策の方針】

特定都市河川流域で活用できる法的枠組み・予算・税制等

- 流域の急激な都市化による遊水機能等の低下や大河川に囲まれた低平地を流下するなどの社会的、地形的要件に加え、気候変動等の影響による豪雨災害の頻発化、激甚化を踏まえ、河川整備を加速するとともに、流域対策として貯留浸透施設や内水ポンプなどの対策、貯留機能保全区域等の指定も活用し、**流域のあらゆる関係者が協働し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を講じる。**

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策

- ・**洪水氾濫対策**
（堤防整備、河道掘削、高潮対策、排水機場の増強、調節池整備、新規放水路整備、橋梁部対策、耐震対策等）
- ・**内水氾濫対策**
（排水施設の整備・増強、施設の耐水化、電気設備の高上げ 等）
- ・**流域の雨水貯留機能の向上**
（開発に伴う雨水流出抑制対策の指導・促進、下水道貯留浸透施設、校庭貯留、水田貯留、法指定による貯留機能保全区域の指定 等）



洪水氾濫対策（排水機場の増強）

② 被害対象を減少させるための対策

- ・法指定による浸水被害防止区域の指定
- ・水災害ハザードエリアにおける土地利用や住まい方の工夫（リスクが高い区域における開発抑制、立地適正化 等）
- ・まちづくりでの活用を視野にした水災害リスク情報の充実（都市浸水想定への明示、多段階な浸水リスク情報の充実 等）



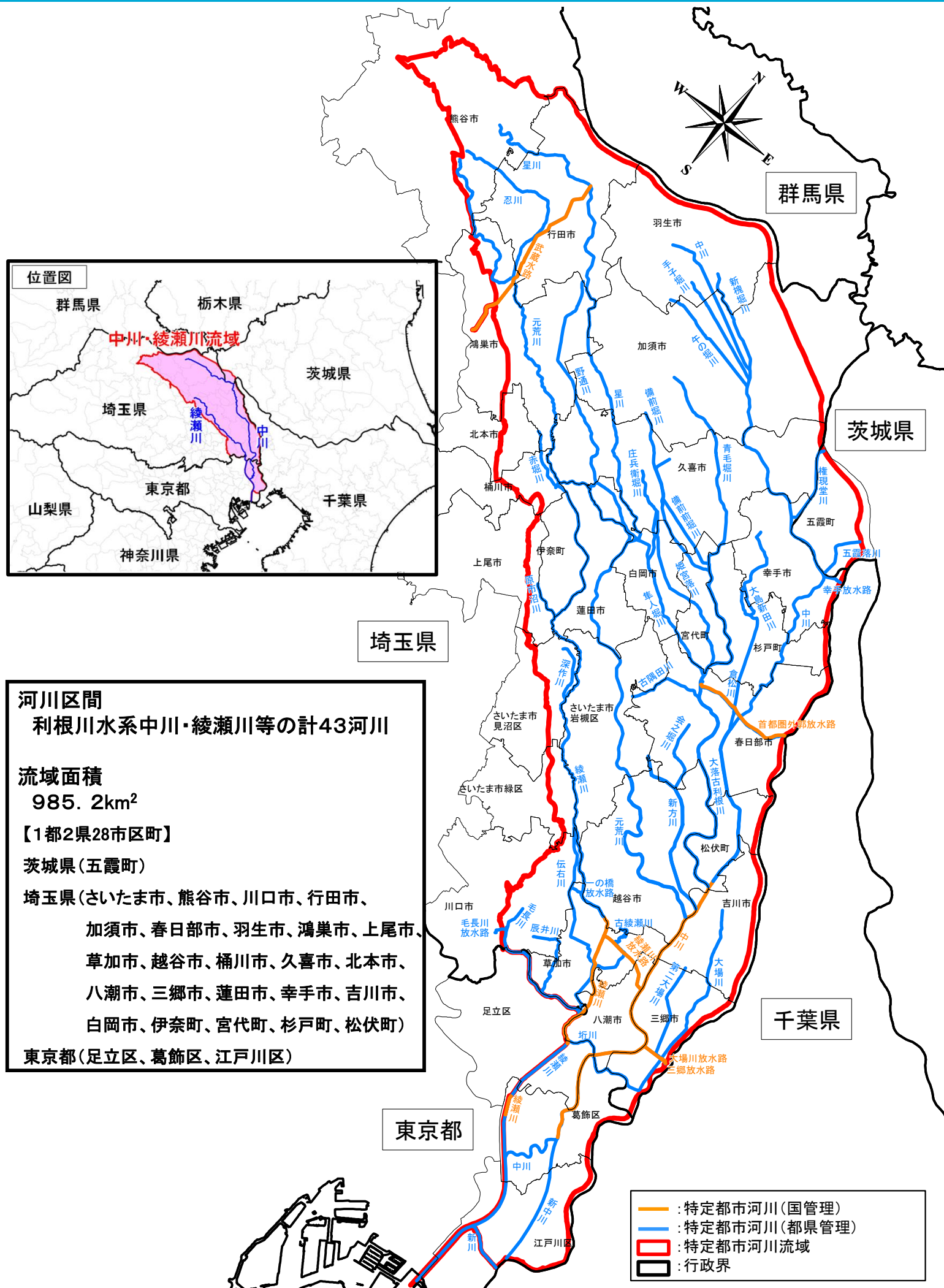
流域の雨水貯留機能の向上（校庭貯留）

③ 被害の軽減、早期復旧、復興のための対策

- ・土地の水災害リスク情報の充実（ハザードマップの整備 等）
- ・避難体制等の強化（マイ・タイムラインの策定・支援、まるごとまちごとハザードマップの整備促進、避難訓練の実施 等）
- ・関係者と連携した早期復旧・復興の体制強化（自治体職員対象の排水ポンプ車運転講習会の実施 等）
- ・排水施設の稼働状況の共有・小型浸水センサの設置
- ・排水（内水）ポンプ場の運転ルール等の点検



避難体制等の強化（まるごとまちごとハザードマップ）



利根川水系中川・綾瀬川等の概要(2／2)

表 中川・綾瀬川等特定都市河川

河川名	区間	
	上流端	下流端
なかがわ 中川	左岸: 埼玉県羽生市東七丁目3701番2地先	
	右岸: 埼玉県羽生市大字上羽生字向谷412番地先	
あやせがわ 綾瀬川	左岸: 埼玉県桶川市大字小針領家字堤内1457番3地先	中川への合流点
	右岸: 埼玉県桶川市大字小針領家字堤内1311番1地先	
しんかわ 新川	旧江戸川からの分派点	中川への合流点
ごんげんどうがわ 権現堂川	利根川からの分派点	中川への合流点
ごかおとしがわ 五霞落川	左岸: 茨城県猿島郡五霞町大字山王字田向1625番4地先	中川への合流点
	右岸: 茨城県猿島郡五霞町大字山王字田向1578番2地先	
けながかわ 毛長川	左岸: 埼玉県川口市大字安行慈林字法印前33番地先	綾瀬川への合流点
	右岸: 埼玉県川口市大字安行慈林字法印前5番4地先	
たついがわ 辰井川	左岸: 埼玉県川口市大字東本郷字宮脇935番4地先	毛長川への合流点
	右岸: 埼玉県川口市大字東本郷字宮脇935番2地先	
はらいちぬまかわ 原市沼川	左岸: 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字道下536番2地先	綾瀬川への合流点
	右岸: 埼玉県上尾市大字平塚字下301番4地先	
でんうがわ 伝右川	左岸: 埼玉県川口市東川口五丁目32番7地先	綾瀬川への合流点
	右岸: 埼玉県さいたま市緑区東大門三丁目101番地先	
ふるあやせがわ 古綾瀬川	左岸: 埼玉県越谷市南町三丁目13番3地先	綾瀬川への合流点
	右岸: 埼玉県草加市八幡町字笹塚1063番5地先	
ふかさくがわ 深作川	左岸: 埼玉県さいたま市見沼区春野三丁目2590番17地先	綾瀬川への合流点
	右岸: 埼玉県さいたま市見沼区春野二丁目2814番2地先	
しんなかがわ 新中川	中川からの分派点	旧江戸川への合流点
がけがわ 垢川	綾瀬川からの分派点	中川への合流点
おおぼがわ 大場川	左岸: 埼玉県吉川市大字川野字上通127番地先	中川への合流点
	右岸: 埼玉県吉川市大字川野字前新田711番地先	
だいにおおぼがわ 第二大場川	左岸: 埼玉県吉川市美南三丁目17番地先	大場川への合流点
	右岸: 埼玉県吉川市美南三丁目15番5地先	
もとあらかわ 元荒川	左岸: 埼玉県熊谷市佐谷田字八町3951番1地先	中川への合流点
	右岸: 埼玉県熊谷市久下字熊久2084番2地先	
ほしかわ 星川	左岸: 埼玉県熊谷市上之字清水尻1064番1地先	元荒川への合流点
	右岸: 埼玉県熊谷市上之字築場999番8地先	
やどおりがわ 野通川	左岸: 埼玉県行田市大字小針字星川51番地先	元荒川への合流点
	右岸: 埼玉県行田市大字小針字基通449番1地先	
あかほりがわ 赤堀川	左岸: 埼玉県鴻巣市常光字高野1625番1地先	元荒川への合流点
	右岸: 埼玉県北本市朝日一丁目254番地先	
おしかわ 忍川	左岸: 埼玉県熊谷市銀座四丁目2235番6地先	元荒川への合流点
	右岸: 埼玉県熊谷市平戸字八町2232番2地先	
にいがたがわ 新方川	左岸: 埼玉県春日部市増田新田字南313番1地先	中川への合流点
	右岸: 埼玉県さいたま市岩槻区大字大戸字沼端506番地先	
あいのほりがわ 会之堀川	左岸: 埼玉県春日部市南五丁目3765番2地先	新方川への合流点
	右岸: 埼玉県春日部市大沼四丁目135番地先	
おおおとしふるとねがわ 大落古利根川	左岸: 埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下野字川原993番1地先	中川への合流点
	右岸: 埼玉県久喜市吉羽字下川原1177番9地先	
ふるすまだかわ 古隅田川	左岸: 埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻六丁目22番2地先	大落古利根川への合流点
	右岸: 埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻六丁目6番地先	
はやとほりがわ 隼人堀川	左岸: 埼玉県白岡市柴山字荒田1340番1地先	大落古利根川への合流点
	右岸: 埼玉県白岡市柴山字荒田1338番1地先	
しょうべいほりがわ 庄兵衛堀川	左岸: 埼玉県久喜市菖蒲町三箇字沼新田2833番1地先	隼人堀川への合流点
	右岸: 埼玉県久喜市菖蒲町三箇字早川2783番地先	
ひめやおとしがわ 姫宮落川	左岸: 埼玉県久喜市下早見字内谷1869番2地先	大落古利根川への合流点
	右岸: 埼玉県久喜市原大字大谷745番4地先	
ひぜんほりがわ 備前堀川	左岸: 埼玉県加須市鴻基字三ツ俣2811番1地先	大落古利根川への合流点
	右岸: 埼玉県加須市芋茎字北谷2204番1地先	
ひぜんまえほりがわ 備前前堀川	左岸: 埼玉県久喜市所久喜字小ヶ原井809番3地先	大落古利根川への合流点
	右岸: 埼玉県久喜市所久喜字小ヶ原井809番4地先	
あおほりがわ 青毛堀川	左岸: 埼玉県加須市下高柳字地原1856番1地先	大落古利根川への合流点
	右岸: 埼玉県加須市下高柳字上小宮1627番1地先	
くらまつがわ 倉松川	左岸: 埼玉県幸手市中五丁目4313番2地先	中川への合流点
	右岸: 埼玉県幸手市中五丁目4526番6地先	
おおしましんでんがわ 大島新田川	倉松川からの分派点	倉松川への合流点
うま ほりがわ 午の堀川	左岸: 埼玉県羽生市大字町屋字八幡429番地先	中川への合流点
	右岸: 埼玉県羽生市大字町屋字本村334番1地先	
てこほりがわ 手子堀川	左岸: 埼玉県羽生市大字下手子林字下新井3441番地先	中川への合流点
	右岸: 埼玉県羽生市大字下手子林字下新井3435番地先	
しんさいからほりがわ 新槐堀川	左岸: 埼玉県羽生市大字喜右衛門新田字宮前1781番地先	中川への合流点
	右岸: 埼玉県羽生市大字喜右衛門新田字北町1873番地先	
しゅとけんがいくはうすいろ 首都圏外郭放水路	大落古利根川からの分派点	江戸川への合流点
けながわほうすいろ 毛長川放水路	毛長川からの分派点	新芝川の合流点
あやせがわほうすいろ 綾瀬川放水路	綾瀬川からの分派点	中川への合流点
いち はしほうすいろ 一の橋放水路	伝右川からの分派点	綾瀬川への合流点
おおぼがわほうすいろ 大場川放水路	大場川からの分派点	三郷放水路への合流点
みさとほうすいろ 三郷放水路	中川からの分派点	江戸川への合流点
きってほうすいろ 幸手放水路	中川からの分派点	江戸川への合流点
むさしほうすいろ 武蔵水路	星川からの分派点	荒川への合流点

下流端の欄に記載のない河川の区間は、当該河川の上流端に記載されている場所から海に至るものとする。

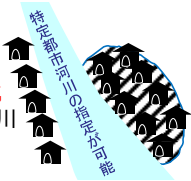
概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している（例）平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

特定都市河川の指定対象

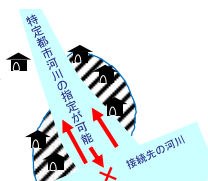
市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川



自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川



流域治水の計画・体制の強化

特定都市河川の指定

全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置

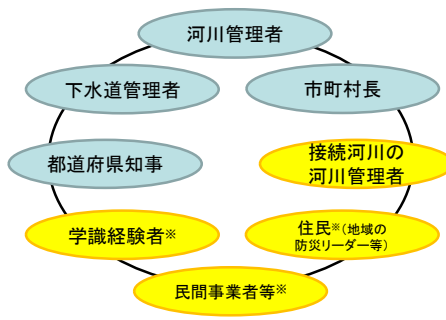
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



○：流域水害対策計画策定主体
※計画策定主体が必要と認める場合（任意）

- （協議会設置）
国土交通大臣指定河川：設置必須
都道府県知事指定河川：設置任意
- （構成員）
流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者
- （協議事項の例）
流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整
- ⇒ 構成員は協議結果を尊重

流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

- 雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- 対象：民間事業者等
- 規模要件： $\geq 30\text{m}^3$ （条例で0.1～ 30m^3 の間で基準緩和が可能）

- 国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- 対象：公共・民間による $1,000\text{m}^3$ 以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m^3 以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の開発の原則禁止（自己用住宅除く）
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする



浸水被害被害防止区域における居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

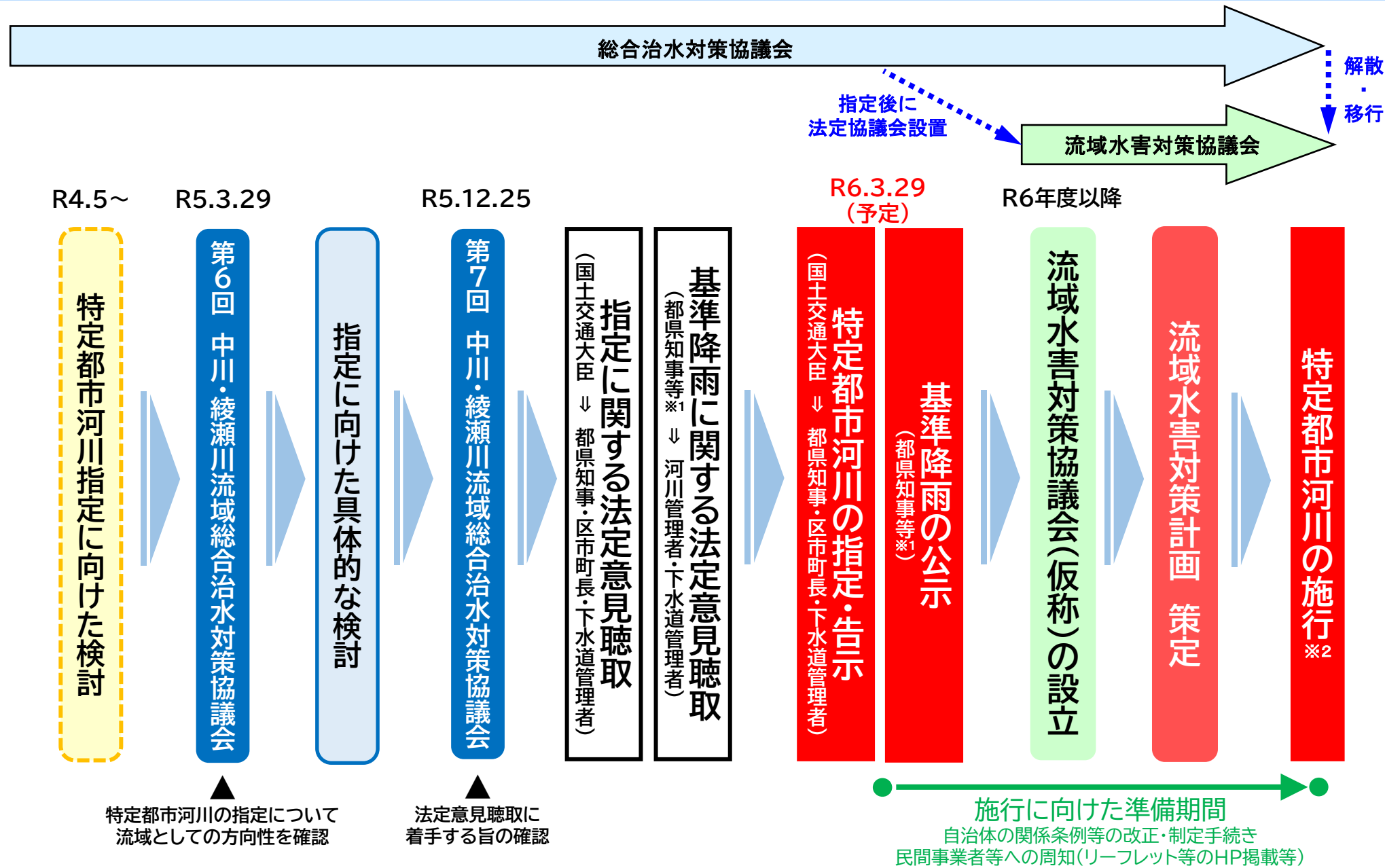
貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



貯留機能を有する土地のイメージ



※1 都県知事、政令指定都市及び中核市の首長
※2 詳細は、特定都市河川浸水被害対策法第3条第10項の規定に基づく公示に定めるとおり